

笛吹市学校体育館等空調設備整備事業

【公募型プロポーザル実施要領】

令和 8 年 7 月

笛吹市教育委員会

1 趣旨

笛吹市学校体育館等空調設備整備事業(以下「本事業」という。)は、空調設備を早期に整備することにより、児童生徒及び教職員、社会体育施設利用者に望ましい学習環境や活動環境を提供するとともに、避難所としての機能改善を図ることを目的とし、「笛吹市学校体育館等空調設備整備事業公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)を定め、笛吹市(以下「市」という。)が本事業について設計施工一括発注方式で実施するために、民間事業者(以下「事業者」という。)を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

また、別添の「笛吹市学校体育館等空調設備整備事業要求水準書」(以下「要求水準書」という。),「笛吹市学校体育館等空調設備整備事業提出書類様式集」(以下「様式集」という。)は、実施要領と一体のものとする(以下「実施要領」、「要求水準書」、「様式集」を総称して「実施要領等」という。).

なお、実施要領等において、「空調設備」とは、空調機器設備、配管設備、電気設備、ガス設備及びその他本事業で設置する一切の設備をいい、一切の工事を含む。

2 事業概要

(1) 事業名

笛吹市学校体育館等空調設備整備事業

(2) 事業形態

ア 本事業は、設計施工一括発注方式(DB 方式)とし、公募型プロポーザルにより契約優先交渉権者を決定する。

イ 本事業の契約上の工期は、本契約締結(仮契約後、議会における議案の可決をもって本契約となる)後、令和 11 年 3 月 30 日(金)までとする。なお、設計業務については、本契約締結後、速やかに実施し、施工業務は市が指定する監督員が設計内容を承認した日以降に実施し、各提案で示された履行日までとする。

(3) 事業内容

本事業は、市から事業実施者として選定された事業者が設計及び施工を一括して行い、整備が完了した空調設備を市が買い取るものである。

ア 設計業務

(ア) 空調設備設計業務(設置に必要な施工図、設計数量、設計内訳書の作成)

(イ) その他付随する業務

イ 施工業務

(ア) 空調設備施工業務

(イ) 安全対策

(ウ) その他付随する業務

ウ 監理業務

(ア) 空調設備工事監理業務(監理書類作成、品質管理)

(イ) その他付随する業務

エ その他の業務

(ア) 関係法令に基づく各種届出

(イ) 市が国県補助金、地方債等を申請するために必要な資料の作成

(ウ) その他、本事業実施のために必要となる業務

(4) 事業対象施設

小学校 13 施設(13 校)、中学校 7 施設(5 校)、社会体育施設 3 施設 合計 23 施設

※要求水準書「P3 7 対象施設とその所在地」参照

(5) 提案上限額

空調設備の買取上限額は、金 3,360,451,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、同額をプロポーザルの参加者が作成する企画提案書における提案上限額とする。

なお、提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであり、提案価格を提出する際に、提案上限額を超えて提案した場合には失格とする。

(6) 買い取り代金の支払い

ア 空調設備の売買契約に基づく代金は、市が対象施設の空調設備の引渡しを受けた後、年度ごとに完了分を支払う。

ただし、事業者は保証事業会社と工事完成の時期を保証期間とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、前記の前払金を請求することができる。その場合、市は予算の範囲内において事業者が実施する業務にかかる費用を契約締結後、前払金として事業者を支払う。

各会計年度における支払の限度額は、次のとおりとする。

令和 8 年度 55,537,680 円

令和 9 年度 1,594,537,560 円

令和 10 年度 1,710,375,760 円

イ 売買契約締結後に急激な物価変動があった場合は、市と選定事業者の協議により、売買契約額を変更することができる。

(7) 事務局

笛吹市教育委員会 教育総務課

連絡先 笛吹市石和町市部 809-1 055-261-3336(直通)

mail kyoikusomu-p@city.fuefuki.lg.jp

3 参加形態及び資格要件

(1) 応募者の資格要件

ア 応募者は、本事業を行う能力を有し、かつ、法人格を有する単体企業又はグループ(それぞれが法人格を有する複数の企業の共同)とする。

イ グループで応募する場合は、事業役割を担い、契約者となる代表事業者を1者選定することとし、代表事業者は、応募を含み以降の提案及び契約等に係る諸手続きを行うものとする。

ウ 参加表明時、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

(2) 応募者の役割(統括を含む)

ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は、各構成員が次の役割を分担すること。

(ア) 事業役割(統括)

市との委託業務契約締結等の諸手続きを行い、事業遂行の全ての責を負う。
グループの場合は、構成員から1者を代表者として、契約等諸手続きを行うこととする。

(イ) 設計役割

設計業務に関する業務を全て実施する。

(ウ) 施工役割

施工業務に関する業務を全て実施する。

(エ) 監理役割

監理業務に関する業務を全て実施する。

(オ) その他

その他の業務に関しては、直接関与する役割が各々実施する。

イ 事業役割、設計役割、施工役割及び監理役割を担う企業が異なる場合には、適正な契約を締結し、市に報告すること。

ウ 事業役割を複数の企業で担う場合は、各構成員間の事業役割に関する合意書(任意様式)を別途提出すること。なお、その合意書には、事業役割について全構成員が市に対し、連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(3) 応募者の資格

本業務に参加できるものは、本事業公告から事業者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、本項キについては、代表事業者のみで満たしているものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

イ 公告の日から選定審査終了までの間において、笛吹市長及び山梨県知事から入札参加資格停止の措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む)者でな

いこと。

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと(ただし、更生手続き開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

エ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続き開始の申立がなされている者でないこと(ただし、再生手続き開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けた者を除く。)

オ 次の(ア)から(カ)までのいずれの場合にも該当しないこと。

(ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員または支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(エ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 契約の相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ 要求水準書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び笛吹市の指示に柔軟に対応できる者であること。

キ 本事業は令和 8 年度に公告を行う事業であり、入札参加資格については、令和 7、8 年度の笛吹市入札参加資格者名簿(工事)に登録されている者を対象とする。当資格を有しない者については以下の書類を提出することで当資格を有する者とみなす。

なお、書類(イ)から(オ)は公告日において発行日から 3 か月以内のものとする(内容が鮮明であれば写しも可とする。)

(ア) 建設業の許可書の写し(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく建設業の許可を受けている者であること)

- (イ) 登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)
 - (ウ) 納税証明書(国税に未納が無いことの証明)
 - (エ) 納税証明書(山梨県税に未納が無いことの証明)
 - (オ) 納税証明書(笛吹市税に未納が無いことの証明)
- (4) 設計役割及び監理役割を担う構成員
- ア 設計業務を行う企業は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
 - イ 「一級建築士」の資格を有す常勤の自社社員で、かつ、参加表明書類提出時点において引き続き 3 か月以上の雇用関係にある者を管理技術者として配置できること。
 - ウ 国又は地方公共団体の所管する公共施設において、空調設備の実設計を行った実績を有していること。
- (5) 施工役割を担う構成員
- ア 令和 8 年度笛吹市入札参加資格有資格者名簿(管工事)に登録がある者。
 - イ 単体又は複数事業者(以下「JV」という。)とし、JV の場合は、協定書の写しを提出できること(単体企業が参加する場合、JV を組む必要はない)。
 - ウ 応募者(応募者がグループの場合にあっては、施工業務に携わる構成員のうち少なくとも 1 者)は次の要件を満たすこと。
 - (ア) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - (イ) 配置技術者として、管工事の監理技術者資格証所持者を配置できること。
 - (ウ) 令和 3 年度以降に官公庁等が発注した一契約あたり 2,000 万円以上の管工事を元請けとして履行した実績があり、契約書の写し又は完成届の写しを提出できること。
- (6) 応募に関する留意事項
- ア 構成員や協力企業の選定に当たり、できる限り市内に本店を有する企業を加えるよう努めること。また、本事業において必要となる資機材・消耗品等を市内企業から調達するなど地域経済の振興に配慮すること。
 - イ 応募に関するすべての書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
 - ウ 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。
 - エ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

- オ 応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- カ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- キ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、市がやむを得ないと認める場合(代表事業者を除く。)は、この限りでない。
- ク 提案書提出後は、加筆、修正及び差し替えは認めない。なお、提案書提出後であっても、参考資料を求めることがある。
- ケ 参加表明書又は提案書に虚偽の記載があったと認められる場合、若しくは重要な事実について記載しなかった場合は、当該提案書等は失格とする。
- コ 市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- サ 提出書類の提出期限を遵守すること。遅延した書類は受理しない。
- シ 現地調査を行う場合は、事前に市及び学校に必ず確認すること。

4 事業スケジュール(プロポーザル、契約、施工等)

内容	日時、期限、期間等
■公募型プロポーザル 実施要領等の公示	令和8年7月31日(金)
■プロポーザル参加表明書受付開始	令和8年7月31日(金)
■質問書受付開始	令和8年8月3日(月)
■プロポーザル参加表明書提出期限	令和8年9月4日(金) 午後3時
■資格審査結果通知書発送	令和8年9月8日(火)
■質問書提出期限	令和8年9月18日(金)
■質問書回答開示	令和8年9月28日(月)
■企画提案書提出期限 ■辞退届提出期限	令和8年11月2日(月) 午後3時
■プレゼンテーション	令和8年11月5日(木)※予定
■優先及び次点交渉権者決定通知発送	令和8年11月12日(木)※予定
■詳細協議	令和8年11月13日(金)～仮契約締結日まで
■契約仮締結予定日	令和8年11月下旬※市議会第4回定例会 上程
■契約本締結予定日	令和8年12月下旬
◇現地(学校施設)調査確認期間 ※土・日曜日・祝日を除く、午前9時～午後5時までとする。 但し、学校行事等により調査できない日がある。	令和8年8月3日(月) ～ 令和8年9月25日(金)
◇空調設備設置(完成検査含む)	契約締結日～提案書の提案日 ※令和11年3月30日引渡期限

5 本プロポーザルに関する資料の公表

内容	日時、期限、期間等
■資料の公表期間	公示日から令和8年11月2日(月)まで
■公表資料	実施要領、要求水準書、提出様式集、設計関係資料一式
■公表場所	市ホームページに掲載

6 質問書の受付及び回答

企画提案書の作成に当たり、不明点等がある場合には、次のとおり質問書を電子メールで提出すること。なお、電話、FAX、来訪による口頭又は持参での質問、実施要領及び要求水準書以外の質問、質問期間外の質問は受け付けない。

(1) 提出書類

質問書(様式第1号)に記載の上、提出すること。なお、質問が複数ページある場合には、質問に通し番号を振る、総ページを示す等、わかりやすく明示すること。

(2) 受付期間

令和8年8月3日(月)午前9時から令和8年9月18日(金)午後5時まで

(3) 提出方法

電子メールに限る。kyoikusomu-p@city.fuefuki.lg.jp

その際の件名は、「笛吹市学校体育館等空調設備整備事業質問書」(代表者名)

(4) 回答方法

令和8年9月28日(月)までに、市ホームページに随時掲載する。

7 提出書類及び提出期限

(1) 一般的事項

使用言語は日本語、通貨は日本通貨、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、すべてを横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝で統一すること。また、様式の枠内の文字は11ポイントで統一すること(様式第17号の提案額は除く)。

(2) 参加表明に関するもの

応募者は、次の書類に書類符号を記した表紙(様式自由)とインデックスを付し、A4縦ファイルに綴じた正本1部、副本10部を提出すること。

ア 参加表明書(様式第2号)

グループで参加の場合は、代表者名で作成すること。

イ グループ構成表(様式第3号)

応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ 会社概要(様式第 4 号)

所在地、直近 3 か年の決算状況、職員数、営業年数などを記載すること。

※各社が発行する「パンフレット」等があれば適宜添付のこと。

エ 商業登記簿謄本(全部事項証明書)(受付日前 3 か月以内に発行されたもの)

オ 印鑑登録証明書(受付日前 3 か月以内に発行されたもの)

カ 納税証明書(受付日前 3 か月以内に発行されたもの)

最新決算報告をした事業年度の確定申告に付した国税、都道府県税、市町村税の納税証明書各 1 通、複数の事業所がある場合は、本社所在地の官公庁が発行する納税証明書を提出すること。

キ 財務諸表

最新決算報告をした事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書など財務諸表を綴じたもの。

ク 同種・同類事業の実績一覧・実績内容(様式第 5 号)(様式第 6 号)

国又は地方公共団体など、公共施設設備等の工事及び同種事業以外の公共工事における設備工事等の実績を記載し、「3(5)エ」で示している契約書等の写しを添付すること。

ケ 事業者責任者業務実績表(様式第 7 号)

本事業における各役割の責任者について記載すること。

(3) 資格審査結果通知書

資格審査結果通知は、市から応募者(代表者)に文書通知する。

(4) 参加を辞退する場合

参加資格グループ決定応募者が参加を辞退する場合は、提案書受付締切日の午後 3 時までに、提案辞退届(様式第 8 号)を 1 部、事務局に持参又は郵送(必着)で提出すること。なお、提出された参加表明に関する資料の返却はしないものとする。

(5) 提案に関するもの

提案書類は、A4 縦のファイル左綴じ、表紙及び背表紙に事業名の「笛吹市学校体育館等空調設備設置事業」、代表となる事業者名を記載して、様式ごとに右端にインデックスを付し、正本 1 部、副本 10 部を提出すること。なお、提出書類一式を PDF 形式で保存した電子媒体(CD-R 等)1 枚を併せて提出すること。

ア グループの企画提案書は、代表事業者が提出すること。

イ 提出書類表紙(様式第 9 号)を表紙とし、規定の様式を使用すること。

ウ 規定の様式以外の書類については、原則 A4 判の用紙とし、必要に応じて A3 判折り込みも可とする。また、カラー印刷も可とする。

エ 提出書類は、正確かつ簡潔な内容とすること。

オ 空調機器や室外機、ガスバルク及び必要な付属品一式の仕様が記載されているカタログ等を添付すること。なお、ページの抜粋又は写しでも可とする。

カ 提出書類

(ア) 学校体育館等空調設備整備事業施工計画(様式第 10 号)

本事業全体の実施方針、スケジュール等の提案について記載すること。

(イ) 整備工事・施工管理体制(様式第 11 号)

整備工事、施工管理体制等の提案について記載すること。

(ウ) 地元企業の活用(様式第 12 号)

活用する地元企業や市内事業者について記載すること。

(エ) 空調設備等性能、品質、耐久性(様式 13 号)

規格、品質、性能、耐久性及びメンテナンス性について記載すること。

(オ) 学校環境整備としての配慮(様式 14 号)

学校環境整備としての配慮について記載すること。

(ク) 避難所環境整備としての配慮(様式 15 号)

避難所環境整備としての配慮について記載すること。

(キ) 本事業に対する独自提案(様式第 16 号)

本事業に関する独自の工夫や提案、利用者の視点に立った整備完了後の提案等について記載すること。

(ク) 提案価格及び事業効果(様式第 17 号)

本事業に要する経費全体の見積りを行い、提案価格書を作成すると同時に本事業における効果について記載すること。

(6) 提出期限

ア 参加表明に関するもの 令和 8 年 9 月 4 日(金)午後 3 時

イ 提案に関するもの 令和 8 年 11 月 2 日(月)午後 3 時

※受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

(7) 提出方法

笛吹市教育委員会教育総務課に直接持参すること。

(8) その他

提出書類の差替え、修正、追加等は認めない。ただし、市から要請のあったものについてはこの限りではない。

8 事業者選定の流れ

(1) 応募資格要件の確認

参加表明した者の応募資格要件を確認し、資格要件を満たした応募者に資格審査結果通知を送付した後、応募者は提案書を提出する。

(2) 最優秀提案者の選定

別に定める笛吹市学校体育館等空調設備整備事業に係る公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、提案書等及びプレゼンテーション

の内容をもとに審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(3) 協定書の締結

最優秀提案者は、優先交渉権者となり、市との間で本事業の募集要領に定める詳細協議に関連する事項について、協定書を締結する。

(4) 詳細協議

優先交渉権者は、事業計画、最終提案書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、市と協議を進めるものとする。

(5) 事業者の決定

優先交渉権者は、市と協議を行い、協議が整えば契約を締結し、契約事業者となる。なお、契約までの費用については、優先交渉権者の負担とする。

9 審査

(1) 審査日時 令和8年11月5日(木)(予定)

※開催時間及び場所については別途連絡する

(2) 審査内容 プレゼンテーション(質疑応答含む)

(3) 提案時間 説明 30 分以内、質疑 15 分程度とする。

(4) 参加者数 1 グループ 3 人以内とする。

(5) 注意事項

ア プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーションは、提出した提案書により行い、当日に追加資料を配布することはできない。

ウ プレゼンテーションで使用するスクリーンは市が用意するが、プロジェクター及びパソコンは事業者が持参すること。

エ 審査は非公開とする。

(6) 候補者の選定方法

ア 最高点の者を最優秀提案者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、選定委員会において同点者を再評価し、評価が高い者を最優秀提案者として選定する。

ウ イによる順位付けができない場合は、委員長の採点結果により順位付けを行う。

エ 評価基準点(最大評価点の 70%)を超えた者を候補者とし、最も得点の高かった候補者を最優秀提案者とする。なお、応募者が 1 者の場合でも審査は実施し、評価基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。

(7) 審査結果

ア 審査結果は令和8年11月12日(木)に通知するとともに、市ホームページに掲載する。

イ 審査結果に対する問い合わせには応じない。

ウ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(8) 失格

次に該当する応募者は、失格とする。

ア 提案書提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合。

イ 提案書類に虚偽の記載があった場合や本実施要領に違反すると認められる場合。

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

エ 提案上限額以上の見積額が提案された場合。

(9) 審査項目

評価点の項目と配点は、以下のとおりである。

項 目	評価事項	評価基準	評価点		様 式
事業実施体制	本事業の実施体制、労務体制及び財務状況の健全性	■「参加表明書」の様式第3号(グループ構成表)様式第4号(会社概要)及び財務諸表を参照し、本事業の事業者として適しているか。	5	10	第2号 第3号 第4号
	同種・同類事業の実績について	■「参加表明書」の様式第5号(同種・同類事業の実績一覧)及び様式第6号(同種・同類事業の実績内容)を参照し、実績の規模や件数はどうか。	5		第5号 第6号
施工体制	施工計画の適正性について	■設計及び工事の施工体制、施工時の安全管理、撤去した機器等の廃棄処分方法等が適切に計画されているか。 ■工期短縮の検討がされ、適切な工程計画であるか。 ■児童・生徒の学習に支障、影響が少ない工程が提案されているか。	10	30	第10号
	改修工事の施工管理体制(通常時及び緊急時)について	■施工役割の施工体制が適切に計画されているか。 ■近隣住民や学校への安全配慮はされているか。	10		第11号
	地元企業の活用	■市内事業者等の活用がなれているか。 ■地域貢献の提案があるか。	10		第12号
整備内容	空調設備等の性能、機能	■空調の性能、機能について、優れた提案か。 ■故障時の影響範囲の最小化が図られているか。	10	30	第13号

	学校環境充実設備としての配慮	■室内機の設置台数、設置場所及び設置方法等において、利用者への影響の最小化が図られているか。 ■室外機の設置位置は、敷地内の有効スペースの確保や景観に配慮されているか。 ■使用に当たり、維持管理上の工夫があるか。	10		第 14 号
	避難所環境充実設備としての配慮	■災害時にあっても、迅速に使用できる工夫があるか。 ■避難所としての特性に配慮した工夫があるか。	10		第 15 号
独自提案	本事業に対する独自提案について	■施設の現状や課題に適合したメンテナンス上の配慮があるか。 ■総合的な利便性や魅力的な提案であるか。（保証期間の延長等）	10		第 16 号
事業費	本事業に係る費用について	■参考資料「提案額比較表」	20		第 17 号

10 留意事項

(1) 提案書における留意事項

- ア 本事業に係る契約の経費は、「2(5)」に示す提案上限額以下であること。
- イ 本設備の引渡期限は、令和 11 年 3 月を予定しているため、これに整合した事業計画であること。
- ウ 郵送、電子メール等通信事故について、市は一切責任を負わない。

(2) 事業実施に関する項目

ア 誠実な業務遂行

- (ア) 事業者は、本要領及び配布資料などの諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- (イ) 業務の全部を第三者に再委託することはできない。
- (ウ) 業務遂行に当たり、疑義が生じた場合は市と協議すること。
- (エ) 業務の遂行上知り得た内容は、第三者に漏らしてはならない。

イ 事業契約期間中における事業者との関わり

事業者は、事業者の責により事業を遂行すること。市は、契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

- (ア) 事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合、市は事業者との契約を解除することができる。
- (イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合、市は、事業者との契約を解除することができる。
- (ウ) 上記(ア)又は(イ)により契約を解除した場合、事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (エ) 不可効力その他市又は事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、市と事業者は事業継続の可否について協議する。